

# 和光市少年野球連盟ガイドライン

## (新型コロナウイルス感染拡大防止に伴う)

### 1、はじめに

活動再開によって感染拡大させないことは勿論のこと、無症状であっても他人に感染させうる可能性があることを、日々の活動や試合に関わる全ての人が認識しておいて下さい。危機管理を持ちましょう。

### 2、感染予防対策

- ①感染拡大防止のために参加者が遵守すべき事項を明確にし、協力を求めることを通知する。なお、協力を得られない参加者には参加者の安全を確保する観点から大会への参加は取り消し途中退場を求める。
- ②選手・指導者は自粛期間明けのため、大会開催の際は健康管理上、十分な準備期間を設ける。
- ③発熱（37.5℃）・咳・倦怠感などの風邪症状および味覚臭覚を感じない者の参加は認めない。また過去14日以内に感染者また濃厚接触者と特定された者も参加を認めない。
- ④選手・指導者・役員・審判員・父母は球場に入る際、必ずマスクを着用する。
- ⑤手洗い・うがい、プレー中のマスク未着用時の咳エチケットの励行。
- ⑥大会当日、参加者全員の健康状態と連絡先などが明記された名簿（健康チェックシート）を提出する。
- ⑦屋外利用施設における唾・痰を吐く行為を厳禁とする。
- ⑧感染者が発生した場合には、大会を即中止する。
- ⑨大会参加者に感染が判明した場合には、参加者名簿を関係機関に公表する場合がある。

#### \*健康チェックシート

市役所の校庭利用者リストを基本に連盟バージョンを作成しました。

校庭やグラウンド利用時に使用してください。

### 3、参加者対応

- ①参加者は検温を実施し（平熱を確認）会場に来る。
- ②参加者は（チーム代表者）健康チェックシートを大会本部に提出する。
- ③人とは2メートルの間隔をとる。ベンチ内では一定間隔を保つ。
- ④練習および試合において、全選手が密集・密接する円陣や声出し、整列などは控える。
- ⑤チーム内において、感染者が発生した場合は、チーム活動ならびに大会の参加を中止する。
- ⑥練習中・試合のマスクは未着用（熱中症対策）とするが、ベンチ内に居る時は全員がマスク着用とする。
- ⑦肌が触れ合うハイタッチなどは行わず、個々のコミュニケーション方法を模索する。
- ⑧選手、指導者、役員、審判員、父母はマイ水筒を用意する。
- ⑨応援者については、観客席が「密」にならないように、一定の距離を保って観戦し、声援は控えめにする。守れない場合は注意喚起を行う。なお、運営側は入り口などに貼り紙を貼り放送による呼びかけも実施する。

### 4、運営側の対応

- ①健康チェックシートを作成し、大会当日に提出する。参加チームだけでなく大会運営者および審判員また父母にも実施する。
- ②練習場所および試合会場には、消毒液などを設置する。（各チーム）
- ③大会開催の際は、試合間のインターバルを通常より長く設定し、選手ならびに関係者の密集リスクを回避する。
- ④選手のグラウンド挨拶は整列して行わず、個々にグラウンドに挨拶をする。またメンバー確認はしない。

## 5、練習対応（小学校校庭）

- ①選手間、指導者間、父母および親族の密は避ける。校庭の規模にもよるが父母の密には注意喚起する。私語は慎むことが望ましい。
- ②ベンチは幅と長さを十部にとり、席と席の間隔をとる。
- ③指導の際は密にならない工夫を行う。円陣・整列は避ける。
- ④チェックシートを作成する。手洗い場には石鹸、ベンチには消毒剤を用意する。
- ⑤校庭での水分補給は良いが、昼食などは禁止となるため、各団で昼食対応などは検討とする。
- ⑥グラウンド内はマスク未着用とするがベンチ内はマスク着用とする。
- ⑦練習試合を行う際は健康管理上（怪我防止）、十分な準備期間を設ける。
- ⑧水分補給時などは密を避け分散するなど対策をとる。
- ⑨校庭に入るとすぐに検温する。（担当者など決める事を推奨）

## 6、市内大会の要綱の臨時変更

- ①第一試合目のチームは1時間前に来るが、第二試合目以降は、前の試合状況を本部席に確認後、会場入りする。
- ②運動場に早く来て場外でのアップ(ランニング・体操等)は禁止。
- ③メンバー交換、チェックシート受領などは間隔をとれる場所で行う。
- ④メンバーチェックはしない。試合前また終了の挨拶は主将のみとする。
- ⑤監督前での円陣でのミーティングは禁止。
- ⑥応援席は密を避け役員は注意喚起を行い、場合によっては順番制を提案する事がある。
- ⑦使用したベンチは試合終了時に当該チームが消毒する。
- ⑧試合終了後は選手・指導者・保護者は手洗い消毒をする事を慣例とする。
- ⑨本部席は十分な間隔をとる。
- ⑩タオルの共有は望ましくない。冷感紙シートなどを用意する。

このガイドラインの実施は令和2年12月31日までとするが、状況によっては期間の変更を行う事もある。